

令和 2 年第 2 回
十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和2年第2回定例会議録目次

令和2年1月26日（木曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	3
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開会	6
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2 会期の決定	6
○ 日程第3 一般質問	6
○ 日程第4 認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第19 議案第24号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
○ 日程第4 認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	20
○ 日程第5 認定第2号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	21
○ 日程第6 認定第3号 令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	22
○ 日程第7 認定第4号 令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	23
○ 日程第8 認定第5号 令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	26
○ 日程第9 認定第6号 令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
○ 日程第10 認定第7号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	27
○ 日程第11 議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	27
○ 日程第12 議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）	28
○ 日程第13 議案第19号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）	28
○ 日程第14 議案第20号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）	28
○ 日程第15 議案第21号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）	29

○	日程第 16 議案第 22 号 令和 2 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
○	日程第 17 議案第 23 号 令和 2 年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）	30
○	日程第 18 同意第 2 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命 について	30
○	日程第 19 議案第 24 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	31
○	閉　　会	31

令和2年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 2年11月26日
閉会 令和 2年11月26日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
認定第1号	令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 11月26日	認定
認定第2号	令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第3号	令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第4号	令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第5号	令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第6号	令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第7号	令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
議案第17号	令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	〃	原案可決
議案第18号	令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第19号	令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第20号	令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第21号	令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第22号	令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第23号	令和2年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	〃	〃

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
同意第2号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	令和2年 11月26日	同 意
議案第24号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決

議事日程第1号

令和2年11月26日（木）午後2時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 一般質問

第4 認定第 1 号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第5 認定第 2 号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

第6 認定第 3 号 令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 認定第 4 号 令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

第8 認定第 5 号 令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

第9 認定第 6 号 令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第 7 号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第1号)

第12 議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第1号)

第13 議案第19号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第1号)

第14 議案第20号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第1号)

第15 議案第21号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)

第16 議案第22号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)

第17 議案第23号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算(第1号)

第18 同意第 2 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

第19 議案第24号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	山	田	洋	子
2番	中	嶋	秀	一
3番	長	根	一	男
4番	久	田	伸	
5番	佐々	木		勝
6番	澤	上		訓
7番	櫻	田	百合	子
8番	齊	藤	重	美
9番	山	本		実
10番	苦米	地	繁	雄
11番	尾	形	裕	之
12番	横	道	一	男
13番	久	慈	年	和
14番	堰野	端	展	雄
15番	豊	川	泰	市

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	小	山	田	久
副 管 理 者	吉	田	豊	
副 管 理 者	櫻	井	雅	
副 管 理 者	西	村	雅	
事 務 局 長	牛	崎	博	
消 防 長	高	森	満	
次 長	寺	仁	史	
警 防 課 長	川	充	宏	
予 防 課 長	山	博	秀	
通 信 指 令 課 長	川	一	行	
十 和 田 消 防 署 長	森	宏	範	
六 戸 消 防 署 長	玉	川	仁	
十 和 田 湖 消 防 署 長	氣	政	行	
会 計 管 理 者	山	田	裕	
監 査 委 員	高	安	裕	
監 査 委 員 事 務 局 長	山	田	人	
教 育 長	端	広	美	
	丸	岡	和	
		さ ゆ り		
		英	人	
		子		

教 育 部 長 中 野 寿 彦
教 育 総 務 課 長 原 田 克 人
学校給食センター所長 松 尾 誠 子

職務のため出席した事務局職員

次 長	長	端 康	廣
次 長 補	佐 角 浜	篤	
次 長 補	佐 盛 田	均	
係 主	長 館 林 伸	吉	
主	幹 松 橋 伸	昌	
主	査 佐々木 大	樹	

開　会

午後 2 時 30 分 開会

○議長（豊川泰市） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和2年11月12日告示招集されました令和2年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めてまいります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（豊川泰市） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番久田伸一議員、5番佐々木勝議員を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長（豊川泰市） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3　一般質問

○議長（豊川泰市） 日程第3、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名します。

それでは、指名します。

2番中嶋秀一議員。

○2番（中嶋秀一） 皆様、こんにちは。2番、十和田市議会選出議員の中嶋秀一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

早いもので、今年もあと1か月あまりで新しい年を迎えます。今年は、1年を通してコロナウイルス感染症との闘いでした。コロナウイルスは、経済活動を止めるとともに、分断を生みました。会いたい人に会えない、仕事でも旅行でも外出自粛され、ようやく収まりつつあると思ったら、第3波の流行、本当に大変な1年でした。しかし、人類は必ずこの難局を乗り越え、新たな社会づくりへと出発すると信じます。冬は必ず春となるように、人類の知恵と行動で平穏な生活が再び来ることを願います。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。初めに、ごみ用ポリ袋について

て。本年7月1日から日本全国の小売店でレジ袋が有料化されました。7月1日以前の国連の報告によると、1人当たりの使い捨てプラスチックごみ発生量で、日本はアメリカに次いで世界第2位、さらに環境省の調査では日本人は1人当たり1日約1枚のレジ袋をごみにしているという驚きの結果が出ています。日本は、プラごみ発生量を減らすための取組として、新素材の開発、廃棄量の抑制、リサイクルの促進などを進めており、レジ袋の有料化は廃棄量の抑止政策として最も消費者に近い施策と言えるでしょう。

この取組は、世界の多くの国で既に始まっており、日本はあまり早い動きとは言えません。例えばハワイ・オアフ島では、2015年7月1日よりレジ袋配布が全面禁止、イギリスは2015年10月よりレジ袋有料化、フランスでは2016年7月1日より無料配布禁止など、日本のレジ袋有料化は遅いようにも感じます。

このような流れの中、企業では環境に優しいごみ袋、レジ袋の開発に取り組んでいます。例えばバイオマスプラスチックは、ジャガイモ、サトウキビ、トウモロコシ、大豆、タピオカなどの再生可能な植物で環境に配慮したレジ袋やポリ袋、空気緩衝材用などを製造しています。

既に自治体としてこの環境に優しいごみ袋を取り入れているところもあります。北本市のホームページには、次のように出ています。ごみの広域処理をしている埼玉県北本市と吉見町は、燃やしても環境に優しく、指定ごみ袋としても使えるレジ袋の普及に乗り出しました。指定レジ袋は、通常のポリエチレンのレジ袋に比べ、燃やした際の二酸化炭素が約40%少なく、環境保全につながるとしています。北本市では、使用した通常のレジ袋は買物後ただのごみになり、別途購入した指定ごみ袋に入れてごみとして排出することになります。指定レジ袋は、燃やせるごみの指定ごみ袋として利用できるため、家計への負担軽減になります。

北本市と同じ指定ごみ袋を使用している鴻巣市、吉見町でも、この指定レジ袋を指定ごみ袋として使用することができます。両市町は、鴻巣市とともに埼玉中部環境保全組合を組織し、区内のごみを処理している。組合では、燃えるごみは指定ごみ袋に入れたものだけ受け入れている。きれいなレジ袋は資源ごみに、汚れたものは燃えないごみに分けられるが、燃えるごみに混入するものも相当量あると見られている。北本市環境課は、環境に優しい指定ごみ袋と同じ素材でレジ袋を作り、ごみ袋としても使えるようにすることを発案したとしています。このように、先例の自治体もある中、当組合としては環境に優しいごみ処理についてどのような対策を取られているかお知らせください。

次に、ごみ袋の包装用の袋について伺います。香川県高松市では、市指定の家庭用有料ごみ袋の包装袋への広告掲載を始めました。新たな自主財源の確保が狙いです。指定ごみ袋は、大40リットル、中30リットル、小20リットル、特小10リットル、超特小5リットルの5種類があり、半年分に相当する87万5,000の包装袋に企業広告を掲載、6月から販売を開始し、今回の広告収入は35万2,000円になったそうです。当組合としても、新たな自主財源確保のために取り入れてはどうか、当局のお考えをお伺いします。

ドクターへリについてお伺いします。ドクターへリは、SNS上でたくさんの動画が配信されています。ドクターへリ到着に合わせ、土ぼこりが上がらないように消防隊員がグラウンドに散水しているシーンや、野球場で試合途中にもかかわらず、ゲームを中

断し、ドクターへリ登場から重病患者を乗せ、発進するまでの動画、さらには橋の上に発着し、患者を搬送するシーンなど、緊急性が分かる内容に感動いたします。

先日私も十和田市陸上競技場で重病患者がドクターへリで搬送されるところを目撃しました。救急車が陸上競技場入り口に停車し、重病患者が手際よくドクターへリに乗せられ、隊員の手旗信号のような合図で発進するさまは、テレビドラマで見るようななかっこいいという形容ではなく、緊迫感が伝わってくるような感じで、ヘリがホバリングしながら舞い上がり、旋回しながら飛んでいったときには、周りで見ていた人たちとともに私も拍手しました。これからも助かる命を救うためにも、さらなるご活躍を期待しております。

そこで質問ですが、1つ、ドクターへリの要請は当管内として年間何件あるかお知らせください。病気は何件でしょうか。けがは何件でしょうか。

2つ、当管内には離着陸場は何か所あるかお知らせください。

3つ、救急傷病者搬送において、スムーズな搬送、離発着場所の確保など、今現在の課題は何でしょうか。

4つ、固定した離発着場を造る考えはないかお知らせください。

最後に、救急車の適正利用についてお伺いします。もしものときに頼りになる救急車ですが、どんな場合にどう呼べばいいのか分からぬといいう人も多いのではないでしょうか。私は、これまで4度救急車を呼ぶ機会がありました。自損事故で大けがをしているところに通りがかったのが2件、人が倒れていて意識がなく、呼んだのが2件です。今のように携帯電話がないときは、電話ボックスのあるところまで走り、通報したものです。

全国で2019年の救急車による救急出動件数は、過去最多の約664万件、搬送人員は約598万人あったそうです。2018年の救急搬送された人の約半分が入院、治療が必要ない軽症となっています。軽症の中には、骨折などにより自力で病院に行けなかつた人が救急車を要請して病院に運ばれ、治療を受け、その後の通院治療は必要だが、入院する必要がなかつた場合なども含まれていて、軽症の全てが不要不急の救急要請というわけではありません。しかし、中には指先を紙で切った、病院でもらつた薬がなくなつたなどのように、救急車を安易に利用するといったケースもあるようです。

先日市民の方から、救急車で十和田市立中央病院へ救急搬送される方が救急車を使わなくてもいい場合が結構あると伺いました。救急車を使わなくてもいいような緊急性の低い出動はどれくらいあるかお知らせください。

次に、不要な出動を防ぐために、総務省消防庁では#7119、救急安心事業を行っています。#7119、救急安心事業とは、家族の様子が何となくおかしいけれども、救急車を呼んだほうがいいのかや、具合が悪いけれども、病院に行ったほうがいいのかなといったとき、皆さんはどうされますか。急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだほうがいいか、今すぐに病院に行ったほうがいいかななど、判断に迷ったとき、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業、#7119です。調べてみると、救急安心センター事業、#7119は、県単位で取り入れているところが多いのですが、自治体独自で採用しているところもございます。

そこで質問ですが、青森県はまだ導入に至っていません。その理由は何でしょうか。

また、導入について県へ要望等はされているのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 中嶋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ドクターへリの固定した離発着場を造る考えはないのかについてお答えいたします。

議員のご意見のとおり、固定したいわゆるドクターへリ専用の離発着場があれば、通常の管理面などにおいて大変有効であるとは考えられますが、ドクターへリの運用においては、医師が少しでも早く災害の現場に到着し、治療を開始することが大変重要なポイントであります。そのためには、災害現場により近い離発着場が求められているところでございます。また、当管内でドクターへリを要請した場合、ほとんどが他管内への搬送となります。

こうした事情から、当消防本部では管轄区域全域に離発着場を網羅できるよう、管内の各地区に指定して運用しているものであり、固定した離発着場を整備する予定は今のところないということをご理解いただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、事務局長等から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（豊川泰市） 牛崎事務局長。

○事務局長（牛崎 満） 環境に優しいごみ処理についてどのような対策を取っているのかについてお答えいたします。

当組合では、ごみ焼却の際に発生するダイオキシン類をはじめとする有害物質の除去に取り組み、周囲の環境に悪影響を与えないような施設運営を行っているところです。

議員ご紹介のレジ袋は、焼却の際に発生する二酸化炭素を低減するという利点はございますが、最近は脱プラスチックへの動きから、レジ袋に代わりましてエコバッグを使用する取組が広がりを見せていることに加えまして、価格の上昇や原料供給に不安があることが挙げられるかと思います。さらに、ごみの搬出の手間を減らし、保管を容易とするための強度確保のため、現在の素材を使用していることから、引き続き現在の指定ごみ袋の規格を継続したいと考えております。

次に、指定ごみ袋への広告掲載を新たな自主財源確保のために取り入れてはについてお答えいたします。当組合では、指定ごみ袋の製造を希望する事業者からの申請に対し、規格等を審査の上、認定する業務のみで、組合自体はごみ袋の製造、販売に関与しておりません。しかしながら、自主財源の確保という観点から、今後は他自治体の取組等について研究、調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） 私からは、ドクターへリについてと救急車の適正利用についてお答えいたします。

まず、ドクターへリの年間搬送件数についてお答えいたします。

令和元年のデータですが、搬送件数は51件でした。搬送人員の内訳は、急病が12人、けが人が28人、転院搬送が11人となっております。

次に、組合管内の離発着場の数についてお答えいたします。

十和田市には、十和田市営陸上競技場をはじめとする32か所、六戸町には六戸町総合運動公園をはじめとする10か所、計42か所の離発着場を指定しております。

次に、ドクターへリにおける救急搬送時においての対応と課題についてお答えいたします。

ドクターへリが離発着する際には、必ず消防隊が出動し、離発着場の利用者等へ広報して安全な場所への誘導を行い、スムーズな傷病者搬送と安全を確保しております。

次に、課題ですが、冬季の離発着場の確保です。ヘリコプターは、離発着する際にダウンウォッシュという地上に向けて強風が吹きつけます。積雪時には、この強風により雪が舞い上がり、視界不良で着陸することが困難となることから、勤務職員等による事前の除雪が必要となります。このため、特に消防署所から離れた遠方の離発着場においての除雪対応には限界があり、積雪時の使用可能な離発着場が限定されてしまうことが課題となります。

続きまして、救急車の適正利用について、救急車を使わなくともいいような緊急性の低い出動はどれくらいあるかについてお答えいたします。

救急活動において、不要不急の判断をすることは非常に困難であり、要請があれば出動し、医療機関へ傷病者を搬送しております。令和2年1月1日から10月31日までに当管内で救急搬送された傷病者のうち、医師から軽症と診断された傷病者は1,753名ですが、これらの傷病者を国の判断基準で分類すると、救急搬送の必要性が低かった事案と判定された傷病者は23人で、全体の1.3%でした。

次に、救急医療電話相談、#7119についてお答えいたします。

#7119は、令和元年12月1日現在、全国16地域で運用されており、東北では宮城県が行っております。救急車の適正利用の一環として国が推進している事業ですが、医師や看護師などの相談員の確保や消防機関、医療機関との連携体制の構築が必要なことから、青森県においても導入については、その運営方針や財政負担等の多くの問題があるものの、調査研究のため動き始めていると聞いております。今後も青森県や他消防本部の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 2番中嶋秀一議員。

○2番（中嶋秀一） それでは、再質問させていただきます。

ごみ用ポリ袋についてですが、WHOは3日前の11月23日に、地球温暖化を引き起こす大気中の二酸化炭素の世界平均濃度が2019年に410.5 ppmとなり、観測史上最高を更新したと発表しました。先ほど檀上から質問したとおり、様々な企業、自治体で二酸化炭素削減に取り組んでいます。十和田地域広域事務組合としても、二酸化炭素削減に対し、真摯に調査研究をよろしくお願ひいたします。これは要望です。

次に、ドクターへリについて質問いたします。八戸から十和田市までの運航時間はどれくらいかかるでしょうか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

八戸市から十和田市までのドクターへリの運航時間、離発着場所にもよりますが、お

おむね10分程度でございます。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 要請から5分以内に出動できることになっているようですが、仮に十和田市で要請する場合は、ランデブー場所を決めてからでしょうか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

ドクターへリを要請する場合は、医師が少しでも早く傷病者と接触できるよう、災害場所から最も近い離発着場所を選定してから要請いたします。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 要請したとき、ドクターへリが出動中の場合は、消防防災ヘリをけが人や重病人搬送だけで要請することはありますか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えします。

双方の運航要領により、条件が合えばお互いにおいて協力できることとなっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 搬送先が傷病人の意向により、青森市の県病や弘大病院ということもあるのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

重症度が高い傷病者の搬送のため、基本的に医師の判断により搬送先を決定しています。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） これまで述べた内容は、私たち市民が知っているようで知らないものです。ドクターへリについて、もっと触れ合う場やドクターへリの重要性、役割などを周知していくべきものと考えます。機会がございましたら、ご検討くださるようお願いいたします。これは要望です。

次に、救急車適正利用についてお伺いします。不要な救急車出動は、税金の無駄遣いになるとともに、重病患者が救急車を利用したいときに出動中の場合も考えられます。当組合としては、不要な出動をどのようにして防いでいるのかお知らせください。

また、救急車全車両が出動中に救急車出動要請の連絡が入ったときは、どのように対応されるのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、不要な救急出動対策についてお答えいたします。

119番通報時の内容だけでは、本当に救急車が必要かどうかを判断することは非常

に難しく、傷病者の状況は救急隊が救急現場に到着して初めて詳しく知ることになりますので、救急要請があれば出動して救急業務を行います。そのため、各種広報紙、ポスター、チラシの配布や十和田市秋まつりに合わせて開催するファイヤー十和田フェスティバル、救命講習会でのPR活動と当組合のホームページで救急車の適正利用について広報しております。

続きまして、全救急車が出動したときの対策についてお答えいたします。

まず、管内の配置状況ですが、十和田消防本部の救急車は全部で5台配備されております。十和田消防署には2台、十和田湖消防署には湖畔出張所も含めて2台、そして六戸消防署には1台です。十和田消防署の2台が出動中の次の救急出動要請があれば、十和田湖消防署と六戸消防署のどちらか現場に近い署から救急車が出動することになっております。このとき、十和田消防署からは消防隊が出動し、応急処置など必要な対応をして、救急車が到着するまで活動を補助します。また、管内全ての救急車が出動で不在になった場合は、近隣の一部の消防本部と応援協定を結んでおりますので、協力要請して出動してもらうこととなっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 新潟県新発田地域広域事務組合消防本部では、119番の通報者に救命処置の方法を動画で伝えるS B Tシステム、スピードィー・バイスタンダー・タッチ、日本語に訳すと通報者による即座の対応の略というそうですが、独自開発し、運用しています。従来は口頭で説明していましたが、視覚的な情報が得られることで、救急隊員の到着までの間、より適切な処置が可能となり、本年1月下旬に運用を始め、3月末までに通報19件で動画を配信し、救命に役立てているとのことです。一人でも多くの人命を救うためにも、当事務組合でも検討に値すると思いますが、お考えをお知らせください。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

当消防本部の動画配信への取組について、県内では事例がありませんが、他消防本部による救命処置等の動画配信の効果を踏まえ、必要性も含め、調査研究してまいります。
以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 以上で中嶋秀一議員の質問を終わります。

次に、7番櫻田百合子議員。

○7番（櫻田百合子） 皆様、こんにちは。7番、十和田市議会選出の櫻田百合子です。
通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回広域行政の中で、消防業務についてお聞きいたします。現在新型コロナウイルス感染者が県内において予想を超えた数が報告されております。さらに、インフルエンザとの同時流行も心配される季節となりました。このような状況の中で、十和田広域における消防職員の皆様におかれましては、市民生活を守るために24時間体制で活動していただいていることに心から感謝いたします。

連日新聞やニュースで報道されている文字どおり未曾有のパンデミックと言われる新型コロナウイルスですが、終息のために待ち望まれているワクチン開発については、これまでにないスピードで進められております。年明けにも接種可能という情報もありますが、ワクチン接種開始イコールコロナ終息とは行かないと言われております。地方によつては、大きな感染が広がり、第3波と言われている現在、今後も私たちは引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のために、3密の回避をはじめとした新しい生活様式をより定着させる必要があります。

1つ目の質問といたしまして、消防職員の方の感染防止のための取組についてお伺いいたします。医療崩壊、また医療逼迫、こういった言葉をよく耳にするようになりました。新型コロナウイルス感染症においてのボーダーラインは、医療機関において医療崩壊を招くか招かないかと言われております。だからこそ、各医療機関では最悪の状態にならないように、それぞれに決死の対策が取られております。現場で対応されている医療従事者の皆様には、多くの負担、リスクを感じながらの勤務、本当に心から感謝いたします。

様々な業種の方が携わり、またどの職種の方が抜けても適切な医療は提供できません。その中において、救急隊として最前線で患者さんと接触し、最善の医療が受けられるよう病院を選定し、必要な処置をしつつ、搬送する業務を行われている皆様、こういった医療に携わる皆様も医療従事者ではないでしょうか。しかし、例えば新型コロナウイルスに感染していると本人も気づいていない患者さんが交通事故やほかの病気で救急搬送されなければ、そこから一気に広がります。市民の中には、そのような不安を声にする方もいらっしゃいます。また、職員に感染者が出た場合、事務室や仮眠室等において適切な対策が取られていない場合、当然職員同士が濃厚接触者となります。

このようなことも含めまして、1つ目に、新型コロナウイルス感染患者の救急搬送の状況をお聞かせください。

2つ目に、消防職員の方が勤務する上での感染予防策についてお聞かせください。

3つ目として、感染が確認された場合の対応、また対策についてお聞かせください。

次に、救急救命士についてお伺いいたします。平成3年に救急救命士法が制定されてから30年が経過いたしました。救急救命士については、救急救命士法第2条にて、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行うこととなりわいとする者とされております。救急救命士は、救急車等に乗車して現場に向かい、傷病者に観察、処置を施しながら、医療機関まで搬送するプレホスピタルケア、いわゆる病院前救護を担い、病院前救護の質を高めることが救急救命士の大きな目的の一つであります。

この30年の間に、心肺停止前の重度の傷病者に対して適切な処置を行う業務など拡充されており、救命率の向上に対してプレホスピタルケアの一層の充実が期待されております。当管内においても救急救命士による救命活動が行われておりますが、その内容と現状についてお聞かせください。

次に、職員のメンタル支援についてお伺いいたします。消防隊や救急隊の方は、日夜大変な緊張感の中で任務に就かれていると思います。私の知り合いにも消防隊員の方がおりますが、業務に慣れるまでは時間がかかったとお聞きいたしました。消防隊員のメンタルヘルス実態報告書によれば、救急隊員が出席する現場は、人生の生死に関わる場

面が多く、日常ストレスをはるかに超えるような状況下で常に活動をしている。救急隊員をはじめとする職業的な災害救援者の職に従事している者は、仕事に就いて3か月以内に一般の人たちが人生で経験する悲惨な出来事のほとんどを目撃すると言われていると消防隊員を表現しております。

職務を通して日常的にトラウマを引き起こすような出来事や、その被災者に接することで生じるストレスの一種を慘事ストレスといいます。消防士をはじめ自衛官、海上保安官、また医師や看護師なども慘事ストレスを体験すると考えられております。

その中でも、消防士は訓練されていて心構えを持っているだろう、また強く冷静であってほしい、弱音を吐かないといった期待など、男気を重んじる職業意識や職業文化があつたため、慘事ストレスに対しての対応は長い間見過ごされました。さらに、近年の日本は毎年起る大規模災害、予測のつかない殺傷事件、また今回の未知のコロナウイルスなど、プロだから自分のストレスケアは自分でやれと、個人の問題に帰することができる時代はもう過ぎ去っていると思います。また、消防職員は団体生活であり、階級社会であることからのストレスも要因の一つになると考えられます。

平成13年9月11日のアメリカの同時多発テロの後、消防士、救命救急士の方の心のケア、メンタルヘルスケアが大変重要だと言われるようになりました。国では、平成15年から緊急時メンタルサポートチームを創設し、消防本部などの求めに応じて精神科医などの専門家を派遣するという体制下になっていることもお聞きいたしております。

そこで、十和田消防本部におきまして、消防職員の健康を図るために予防やメンタル面での対策、相談体制と健康管理について、どのように取り組まれているのかお聞かせください。

また、メンタルを要因とした病気休暇の現状についてもお聞かせください。

以上をもちまして檀上からの質問といたします。

○議長（豊川泰市） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、消防業務における感染対策についてお答えいたします。

現在国内における新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進んでいる状況の中、消防業務における新型コロナウイルス感染症への対策は、危機管理上大変重要な課題であると認識しているところであります。特に職員の感染には細心の注意を払っており、個々における体温チェック、手洗い、そして手や指のアルコール消毒、マスクの着用のほか、消防庁舎における入庁制限や仮眠室などの飛沫飛散対策を行っております。

また、救急活動時においては、国の指針に基づき、感染防止衣やゴーグル等の着用を徹底するとともに、上十三保健所と活動上での予防対策、こういったことについて連携を密にしながら対応しているところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症を巡る状況を的確に把握し、地域住民の生命を守るために、救急や消火をはじめとした必要な業務を継続するための体制を確保していくよう指示しているところでございます。

その具体的な対策、その他のご質問につきましては、消防長から答弁をさせます。

以上、檀上からの答弁といたします。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私からは、新型コロナウイルス対策についてと救急救命活動の現状について、職場における健康管理についてお答えいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス対策について、十和田消防本部管内における新型コロナウイルス感染患者の救急搬送はありませんので、感染疑い患者の救急搬送件数についてお答えいたします。

感染疑いのある患者として、これまで9件の救急搬送がありましたが、いずれも搬送後のPCR等検査の結果、陰性となっております。

次に、消防職員が感染した場合の対応につきましては、職員が感染、または濃厚接触者となった場合には、原則出勤停止の措置を取らざるを得ない状況となります。現場要員に不足が生じた場合は、今年4月に策定した新型コロナウイルス感染症に対する消防業務継続計画に基づき、感染者及び濃厚接触者の数に応じ、事務の一部を段階的に縮小または停止し、現場への人的補填により消防力の維持を図ります。

また、さらに感染状況が悪化した場合は、署所の部隊統合等を行い、管内消防力の調整を図りながら対応してまいります。

次に、救急救命活動の現状について、救急救命士が行う高度救命処置の内容と実施状況についてお答えいたします。

救急救命士に許されている医療行為のことを特定行為といい、主に心肺停止の患者に対して行う輸液や薬剤投与、医療器具を使用した気道確保があります。また、特定行為を実施した件数につきましては、平成29年140件、平成30年130件、令和元年128件となっており、ここ3年間の平均は133件で、10年前と比較し、特定行為の処置が拡大したこともあり、約4倍の増加となっております。

続きまして、職場における健康管理について、消防職員の健康管理とメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

職員の健康管理につきましては、関係法令に基づき、隔日勤務者に対する年2回の職場健診のほか、肝炎や破傷風等の感染予防対策として、各種ワクチン接種を定期に実施しております。

次に、メンタルヘルス対策につきましては、各所属にあらかじめ指定した相談員を置き、職員からの悩みに応じる体制を構築しております。また、関係法令に基づくストレスチェックを定期に実施し、産業医の専門的観点により職場環境の改善とメンタルヘルス不調の未然防止に努めております。

次に、災害現場における惨事ストレス対策につきましては、現場指揮をする隊長クラスが外部研修会等で専門的知識を習得し、災害現場により心的外傷を受けた直後において部隊ミーティングを実施し、ストレス反応の緩和を図っております。

また、惨事ストレスが明らかに危惧される大規模災害や特殊災害等があった場合は、総務省消防庁が所管する緊急時メンタルサポートチーム等の効果的な活用も視野に入れ、対応してまいります。

最後に、精神疾患による病気休暇の現状につきましては、過去10年間で1名が精神疾患により病気休暇を取得しておりますが、惨事ストレスを主たる要因とするものではありません。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 櫻田議員。

○7番（櫻田百合子） ご答弁ありがとうございました。では、順に再質問させていただきます。

まず、コロナ禍における消防業務についてです。しっかりと対策を取られての救急搬送、また庁内において飛沫感染の防止策が取られていること、また感染を予想しての対策として計画が策定されているのも分かりました。万が一消防本部内で感染が確認された場合でも、業務は必要となりますので、今後も引き続き対策に努めていただきたいと思います。

次は、救急救命士についてなのですが、現場での救命処置が拡大されたということで、10年前より4倍の特定行為が行われたということです。行われたということでは、件数が伸びている、現場でのいち早い対応ができているということで、救命率につながっていると言えるのではないかというふうには考えます。消防庁では、近年緊急業務、救急業務の高度化に伴って、全ての救急車に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に養成と運用体制の整備を推進しているようです。年々増えている状況の救命士ですが、当管内には女性も勤務しております。まず、その状況をお聞かせください。

また、もちろん効果はあると思いますので、その効果などについてあればお聞かせください。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの質問にお答えいたします。

女性救急救命士の配置状況と現場活動の効果について、当消防本部では女性職員2名のうち、1名が救急救命士の資格を有しており、十和田消防署に配属し、現場活動に従事しております。

女性隊員が現場活動することにより、患者に対し、きめ細かな対応と安心感を与え、例えば女性特有の疾患や小児科対応において、相手に抵抗感を与えず、スムーズに業務を遂行できるなど、住民サービスの向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 櫻田議員。

○7番（櫻田百合子） ありがとうございます。個人の特性、また女性となれば違いは出てくると思いますので、まずしっかりとその辺りを掌握していただきまして、それぞれの現場で生かしていただきたいと思います。

では、前回の質問で女性専用施設は年度内に整備されると聞いておりますが、十和田消防署と、今新築中の十和田湖消防署、また六戸消防署において、トイレと仮眠室とシャワー室等完備されるということでよろしいでしょうか。

○議長（豊川泰市） 高森消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまのご質問にお答えいたします。

当管内の消防庁舎における女性専用施設、十和田消防庁舎には既に更衣室兼仮眠室、トイレが整備済みで、現在専用シャワー室、洗面所を整備するための改修工事を進めております。

また、現在建設中の新十和田湖消防庁舎には、更衣室兼仮眠室、トイレ、洗面所、シ

ヤワー室が完備される予定です。

六戸消防庁舎は、全ての女性専用施設が整っている状況ではありませんが、今後女性職員の採用状況や配置状況を見極め、必要に応じ、関係構成市町と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 櫻田議員。

○7番（櫻田百合子） 分かりました。

六戸に関しては、現在勤務していないということなのですけれども、女性が大いに活躍できる仕事であると私は思いますので、ぜひ今後について受け入れる体制、準備を整えていただければなというふうに思います。

次は、3番目の職員の健康管理、メンタルヘルス対策についてですけれども、様々な状況によって随分対策が取られているなというふうに分かりました。また、幸い当管内においては慘事ストレスからの疾患には至っていないようで、この部分もまた安心いたしました。それぞれの職務の隊員が相談しやすい体制、また環境、時代に沿った形で構築していただきたいと、そのように要望いたします。

今月2日に十和田消防本部、初めての実地訓練が行われたというふうに新聞に載っておりました。多重衝突事故で妊婦を含む負傷者を想定した事故とされ、また隣接する八戸や三沢の消防本部に救急車の応援、これは距離的なものだということなのですが、要請しながらの大がかりな訓練であったと載っていました。また、その際川村警防課長の今回の結果をしっかりと検証し、次の訓練に、また実際の現場に生かすという力強いコメントが載っていました。今後の救急需要は、高齢化の進展に伴いまして増大すると言われております。今後もさらなる災害や事故を想定した訓練も行っていただきながら、部隊間の連携、また迅速での的確な対応につなげていただきたいと思います。

以上をもちまして全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（豊川泰市） 以上で櫻田百合子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

午後3時26分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第4 認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について～日程第19 議案第24号 十和田地域
広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（豊川泰市） 日程第4、認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会

計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第24号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの認定7件、議案8件、同意1件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和2年第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

認定第1号の令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額7,443万2,000円に対し、歳入決算額7,444万7,579円、歳出決算額7,070万7,215円で、歳入歳出差引額の374万364円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第2号の令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額16億1,097万3,000円に対し、歳入決算額16億1,412万6,976円、歳出決算額15億8,328万1,850円で、歳入歳出差引額の3,084万5,126円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第3号の令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額6億5,527万円に対し、歳入決算額6億2,356万1,773円、歳出決算額5億9,492万677円で、歳入歳出差引額の2,864万1,096円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第4号の令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額9億8,646万6,000円に対し、歳入決算額9億9,298万1,881円、歳出決算額9億6,043万4,447円で、歳入歳出差引額の3,254万7,434円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第5号の令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額7,070万8,000円に対し、歳入決算額7,196万3,624円、歳出決算額7,019万6,002円で、歳入歳出差引額の176万7,622円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第6号の令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額8,762万3,000円に対し、歳入決算額8,764万2,127円、歳出決算額7,900万1,098円で、歳入歳出差引額の864万1,029円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第7号の令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額7,532万3,000円に対し、歳入決算額7,532万2,057円、歳出決算額6,937万8,991円で、歳入歳出差引額の594万3,066円は翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第17号から議案第23号までの令和2年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、全ての会計において令和元年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第17号の令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正是、歳入歳出それぞれ940万円を減額いたしました。

その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6,395万7,000円となりました。歳出の主なものについては、人件費に係る経費を減額したものであります。

議案第18号の令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,124万4,000円を追加しました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は24億8,453万1,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てと新型コロナウイルス感染症対策として自動胸骨圧迫装置購入費等の追加であります。

議案第19号の令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,290万4,000円を追加しました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億3,781万3,000円となりました。歳入の主なものについては、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、4月分及び5月分の学校給食費を無償化することについて、歳入を組替えしたものであります。歳出の主なものについては、基金の積立てと3月の臨時休校時の食材費補償金であります。

議案第20号の令和2年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ423万円を追加しました。その結果、歳入歳出予算それぞれの総額は10億364万4,000円となりました。歳出の主なものについては、職員退職手当組合の特別負担金の追加と人件費に係る経費を減額したものであります。

議案第21号から議案第23号までの令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の各会計補正予算（第1号）については、歳入の組替えをいたしました。

同意第2号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和2年1月26日をもって任期満了となる十和田地域広域事務組合教育委員会委員、深瀬郁子氏を引き続き任命するためのものであります。

議案第24号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会の勧告内容に準じ、職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（豊川泰市） 次に、認定第1号から認定第7号までの令和元年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

高岡監査委員。

○監査委員（高岡和人） 認定第1号から認定第7号までの令和元年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和元年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の7会計でございます。

審査の期間は、令和2年8月31日から令和2年10月7日まであり、審査に当た

っては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については、次のとおりでございます。決算審査意見書3ページをお開きください。令和元年度一般会計の決算額は、歳入が7,444万7,579円、歳出が7,070万7,215円で、前年度に比べて歳入は9.6%、歳出は13.3%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の374万364円となっております。

また、特別会計の決算額は、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の6会計の合計で、歳入が34億6,559万8,438円、歳出が33億5,721万3,065円で、前年度に比べて歳入は2.8%、歳出は2.1%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の1億838万5,373円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が3,423万1,901円、学校給食センター厨房設備整備基金が862万6,466円、清掃事務財政調整基金が10万5,293円となっており、前年度末に比べて合計額で5,946万6,279円の減となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計及び火葬特別会計の2会計で合わせて6億2,714万8,149円となっており、前年度末に比べて3,956万6,518円の減となっております。

令和元年度各会計における総括的な決算状況は以上のとおりであります。歳入の大部分が組織市町村からの負担金であり、また歳出においては限られた予算の中で効率的な執行に努めており、一般会計及び特別会計とも健全に運営されているものと認められました。

当組合が所管する業務は、住民生活に密接に関係しており、事故等により業務の遅滞が発生すれば、その影響は重大なものとなります。このことから、事業の現状を的確に分析し、経費節減及び事務事業の合理化に努めるとともに、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の実現に一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和元年度十和田地域広域事務組合の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（豊川泰市） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第4 認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） これより議案の審議に入ります。

日程第4、認定第1号 令和元年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の

認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第5、認定第2号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 堀野端議員。

○14番（堀野端展雄） 成果報告書がありますけれども、総務関係費の部分で、主な実績ということで数字出ておりますけれども、先ほど一般質問でもありましたが、救急活動、先ほど一般質問では救急車の適正利用ということで、当管内では1%台が不適正利用ということで、本来はゼロであれば一番いいのでしょうかけれども、それでも1%台であるということは、非常に皆さん適正に利用していただいているのかなと思っておりました。

そこで、救急活動状況ということで119番、この電話、やはり中にはいたずらとか、そういったものもあるかと思います。そういうものの数を把握しているのであれば、件数を把握しているのであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（豊川泰市） 川村通信指令課長。

○通信指令課長（川村宏範） ただいまの堀野端議員の質問にお答えいたします。

令和元年度の災害通報3,340件のうち、いたずらと判断した通報は5件、間違い電話と判断した通報は109件、そのほか問合せは71件で、不要と思われる通報の合計は185件、全体の6%となっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 14番 堀野端議員。

○14番（堀野端展雄） 分かりました。

ちょっとびっくりしたのは、間違いだと思われるということなのですが、110番と間違えているのか、その辺の内容を教えていただきたいと思います。

○議長（豊川泰市） 川村通信指令課長。

○通信指令課長（川村宏範）　ただいまの間違い電話の内容についてのご質問にお答えいたします。

間違い電話と判断した理由については、通報内容によって幾つかあるのですが、119番がかかってきて、無言であったり、すぐ切れたりした場合は、再度こちらから119番回線を使って確認いたします。その中で、例えば家族の方が出て、今子供が電話をいたずらしていたかもしれませんとか、間違えたかもしれませんと、そういうような内容が確認できた場合は、間違い電話もしくはいたずらというふうに区別をして、不要の通報という処理をいたします。

以上でございます。

○議長（豊川泰市）　14番堰野端議員。

○14番（堰野端辰雄）　分かりました。

こういった件数、やはり少なからずもあるということで、先ほど一般質問で救急車の適正利用に関しても若干名あって、やはりこういった数字をきちんと管内の方々に示すことによって、また管内の方々も分かって、利用だとか、電話のかけ方等、考えると思いますので、ぜひそういうことを今後していっていただきたいと思いますので、要望して終わります。

○議長（豊川泰市）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第6　認定第3号　令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市）　日程第6、認定第3号　令和元年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市）　なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第7、認定第4号 令和元年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 堀野端議員。

○14番（堀野端展雄） また、成果報告書の7ページのほうに市町村別のごみの搬入実績ということで出ておりますけれども、管内、十和田市も含め、今人口減少である状況にもかかわらず、可燃ごみ、これが増えております。逆に、資源ごみは減っている状況がこの表から見られるのですが、当局のほうはこれをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

令和元年度の燃えるごみが前年度より増加した要因として考えられますのは、まず一時的なものといったしましては、令和元年9月頃から燃えるごみの量が前年同月より増加していることから、消費税増税前の駆け込み需要が考えられるかと思います。そのほかにつきましては、構成市町村では人口自体では減っておりますけれども、世帯数は逆に増えておりました。そのことから、生活必需品等の購入の量等が減ってはいないのではないかと、そのためのごみの増加ではないかというふうに推測しております。

続きまして、資源ごみの減少についてでございますが、市内のリサイクル業者への搬入、それから市内のスーパーが行っております資源ごみの回収、これにつきましてそれぞれの持込みが増えているのではないかというふうに考えておりまして、それが要因ではないかというように推測しております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 14番 堀野端議員。

○14番（堀野端展雄） 分かりました。

確かに十和田市に関しては、人口は減っていても毎年度戸数は増えている状況でありますので、今の説明である程度納得しますけれども、やはりまだごみの分別というのが十分でないのかなという思いもしておりますので、今後ごみの分別等もしっかりと広報等で管内の方々に伝えながら、清掃業務のほうを進めていただければと思います。要望です。

以上です。

○議長（豊川泰市） 1番 山田議員。

○1番（山田洋子） 成果報告書の1ページ、ごみ処理施設のところなのですけれども、

十和田最終処分場、五戸最終処分場の補修の整備を行っていますけれども、それぞれこのままの利用で、想定内で進むと何年ぐらい使えるかという、そういうしたものというのは分かるでしょうか。

○議長（豊川泰市） 暫時休憩します。

午後3時55分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

事務局長。

○事務局長（牛崎 満） 最終処分場の今後の使用可能ではないかというような見込みの年数でございますけれども、五戸の最終処分場につきましては、あと十数年は利用が可能と。十和田の最終処分場につきましては、既にもういっぱいになっておりますので、現在は使用していないということでございます。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

可燃ごみが増えているということで、今年の夏、収集した可燃ごみを処理しないで最終処分場に捨てるようになつたことがあったようですけれども、その理由について教えてください。

○議長（豊川泰市） 事務局長。

○事務局長（牛崎 満） 焼却灰を最終処分場に運んだということについてお答えいたします。

焼却灰、うちのほうでは現在セメントの材料とするために搬出し、リサイクルのほうに出して……

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） 収集車でごみを集めて、計量した後、処分せずに計量したまま最終処分場に捨てたということです。

○議長（豊川泰市） 事務局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

6月頃なのですけれども、燃えるごみが増えまして、一時焼却場のピットからあふれるような状態になりましたので、やむを得ず最終処分場のほうに持っていたということがございました。

○議長（豊川泰市） 1番山田議員。

○1番（山田洋子） 十和田の最終処分場、先ほどの話だともう既にいっぱいだということで、そこへ運ばれたということですけれども、その後の処理はどのようにお考えですか。

○議長（豊川泰市） 事務局長。

○事務局長（牛崎 満） 焼却場のごみをなるたけ早く減らすような方向で今努力しておりますので、今後は最終処分場にそのまま持っていくようなことを避けたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） 分かりました。

最終……

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） 暫時休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後3時59分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

山田議員。

○1番（山田洋子） それでは、家庭ごみを持ち込んだ、一般家庭の方が処分場にごみを持ち込んだ際に断られることが多いというふうなことを聞いておりました。例えば漬物石であったりですとか、長テーブルであったりというのを受け付けてもらえないという事例があったのが結構何件かあったということで聞いています。それで、事務所のほうにお電話してみると、受入れ可能だということですが、現場のほうで断られるということがあったようです。そういうた担当者の講習などがされていないのではないかという市民からの声がありましたけれども、その辺についてのお考えをお知らせください。

○議長（豊川泰市） 3回までですから。

どうぞ、局長。

○事務局長（牛崎 満） 実際に焼却場に運んだ際にそういう話が出て、やむを得ず引き返したというような話は、あまり聞いてはおりませんけれども、実際そういう話があったということであれば、ここはきちんと事業者のほうと組合のほうで連携を取りながら、そういうたことがないようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（豊川泰市） 休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

1番山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

中間処理業者に持っていくようにということで現場のほうでの指示があったということですけれども、中間処理業者のほうでも十和田のごみ処理場で受入れができないのであればということで、本当に処理に困って、結局ご家庭に持ち帰ったという話でしたので、その辺が現場の方の担当者講習、一般廃棄物、産廃とか、そういうた講習のほうを

しっかりとやっていただきたいという要望を伝えます。

○議長（豊川泰市） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第8、認定第5号 令和元年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第9 認定第6号 令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第9、認定第6号 令和元年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（豊川泰市） 日程第10、認定第7号 令和元年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第11 議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第11、議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第12、議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第13、議案第19号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号 令和2年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第14、議案第20号 令和2年度十和田地域広域事務組合清
掃特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第15、議案第21号 令和2年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和
田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第16、議案第22号 令和2年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防
通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）

○議長（豊川泰市） 日程第17、議案第23号 令和2年度十和田地域広域事務組合消
防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第18 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の
任命について

○議長（豊川泰市） 日程第18、同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員
の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第19 議案第24号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第19、議案第24号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

閉　　会

○議長（豊川泰市） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

よって、令和2年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会します。

まことにご苦労さまでした。

午後4時09分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 豊川泰市

同 議員 久田伸一

同 議員 佐々木勝